

第五十三号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月江戸
川区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四第一項中「（次条において」を「（以下」に改め、同条第三項を
削る。

第十八条の五中「利用に係る」を削り、同条の次に次の一条を加える。
（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第十八条の六 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月江
戸川区条例第三号）第十八条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定
による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、
次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定め
る制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他
の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置
- 二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措
置

- 三 職員の育児休業等に関する条例第十八条第一項の規定による申出に係る子
の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出

付
則

- 2
 - 生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - 教育委員会は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置
 - 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - 三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3
 - した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 教育委員会は、施行日前においても、この条例による改正後の第十八条の六第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（説明）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の改正を踏まえ、本人又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等を申し出た職員及び三歳に満たない子を養育する職員に対して講ずべき措置を定めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。